

富士山火山防災対策事業創出補助金交付要綱

（通則）

第1条 富士山火山防災対策事業創出補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、火山防災強化における諸課題の解決を図るため、山梨県富士山科学研究所の技術支援と併せて補助金を交付することで企業の投資意欲を高め、火山防災関連産業の活性化を進めることを目的とする。

（補助対象者）

第3条 交付対象者は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助対象経費等）

第4条 知事は、火山防災強化における諸課題の解決に資する事業に必要な経費であって、別表第2に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認められるものについて交付する。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）第5条第1項により消費税を納める義務があるものは、前項申請書を提出するに当たり、当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金交付の決定）

第6条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助事業申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項に基づく決定にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

- 3 知事は、第1項の交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付決定をするものとする。
- 4 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定をするものとする。

(補助対象事業の経理等)

- 第7条** 前条第1項による交付決定を受けた補助事業者は、補助対象経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(補助金の交付の条件)

- 第8条** 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
ただし、補助対象経費の各項目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
 - 二 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
 - 三 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付決定の取り消し等)

- 第9条** 知事は、前条第2号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条第1項の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- 一 補助金を本事業以外の用途に使用したとき。
 - 二 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - 三 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

四 補助事業者が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

- 2 知事は、前項に基づく取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して、その返還を命ずる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 4 補助事業者は、第 2 項の規定により、補助金の返還を命ぜられ、知事期附した期限までに納付しなかったときは、その期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(状況報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、すみやかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第 11 条** 補助事業者は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第 4 号）に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業者は、交付決定をした年度の 3 月 31 日までに当該年度に係る実績報告書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 12 条** 知事は、前条第 1 項に基づく実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金について、期限を附して、返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還に係る延滞金については、第 9 条第 4 項の規定を準用する。

(補助金の概算払)

第 13 条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対し、概算払により交付する

ことができる。

- 2 補助事業者は、前項により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定による補助金の返還）

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、すみやかに知事に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書（様式第 7 号）を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分及び管理）

第 1 5 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得価格若しくは増加価格、又は、補助事業により取得したのち効用を増加させた取得財産等の合計価格が 2 0 万円未満のものはこの限りではない。
- 3 知事は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（知的財産権等に関する届出）

第 1 6 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権等届出書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

（雑則）

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

別表第 1（第 3 条関係）

補助金交付の対象者	
次に掲げる事項の全てに該当すること。	
1 火山防災に資する製品やシステム開発等の事業を検討し、そのための研究開発を行う者	
2 本県が別途行う補助事業者の選考会において事業の採択を受けた者	
3 次の各号全てに該当しないこと。	
一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。次号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。第 3 号から第 5 号までにおいて同じ。）	
二 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次号から第 5 号までにおいて同じ。）	
三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者	
四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であつて、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの	
五 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者	
六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者	
七 第 2 号から第 6 号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人	

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費		補助率	補助限度額
項目	費目		
事務費 （事業の実施に伴う管理費用）	報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料等）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金（学会等参加費）、知的財産権等関連経費	10 / 10	1, 000 千円
事業費 （事業の実施に要する費用）			